公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第二項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十四年四月二日

東北経済産業局長　豊國　浩治

一　件名　石巻ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十四年四月二十七日　午後二時から

三　場所　石巻商工会議所三階会議室（宮城県石巻市立町一丁目五番十七号）

四　事案の要旨

1　一般ガス供給約款の変更（東日本震災による復旧工事の実施、原料高、経年ガス導管の入替促進等に伴うガス料金総原価見直しによる料金改定。）

2　詳細は、東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）並びに石巻ガス株式会社（宮城県石巻市開成一番地の三十五）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話があある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した東北経済産業局長あての意見陳述届出書（二人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「石巻ガス株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十四年四月十三日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、東北経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あてに通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「石巻ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人二通に限る。）により、平成二十四年四月十三日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あてに通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

東北経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

石巻ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公告

諸事項

工場財団

島根県出雲市渡橋町228番地１**出雲ケーブルビジョン株式会社**の工場財団に、島根県出雲市渡橋町228番地１出雲ケーブルビジョン株式会社の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年４月２日　　松江法務局出雲支局

鹿児島市与次郎一丁目９番33号**株式会社南日本新聞社**の工場財団に鹿児島市与次郎一丁目９番33号南日本新聞社本社与次郎工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年４月２日　　鹿児島地方法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成24年４月２日

山口地方法務局長　奥田　哲也

記

氏名　岩本　正一

所属する司法書士会　山口県司法書士会

登録番号　山口第199号

事務所の所在地　山口県萩市大字須佐4192番地３

違反行為　職責・品位保持義務違反等

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

1．供託者の商号　日興年金コンサルティング株式会社

2．住所　東京都中央区日本橋兜町８－１

3．代表者の氏名　代表取締役　御山　　浩

4．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第914号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年10月２日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成24年４月２日

関東財務局長　居戸　利明

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

1．供託者の商号　ＯＰＴＩＭＡＬ　ＦＵＮＤ　ＭＡＮＡＧＥＭＥＮＴ　ＪＡＰＡＮ株式会社

2．住所　東京都港区南青山６－２－９　ＫＳビルディング

3．代表者の氏名　代表取締役　稲葉　　宏

4．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1858号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年10月２日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成24年４月２日

関東財務局長　居戸　利明

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

1．供託者の商号　株式会社香川アセット・マネジメント

2．住所　東京都品川区上大崎２―15―19（旧住所東京都渋谷区恵比寿４―20―３恵比寿ガーデンプレイスタワー18階）

3．代表者の氏名　代表取締役社長　香川　祐一